

平成29年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	精神障害者措置入院等			担当部局庁	障害保健福祉部		作成責任者			
事業開始年度	昭和25年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	精神・障害保健課		武田 康久			
会計区分	一般会計									
根拠法令(具体的な条項も記載)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条等			関係する計画、通知等	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱(平成10年厚生省障第194号)					
主要政策・施策	障害者施策			主要経費	社会保障					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・自傷・他害の恐れのある精神障害者を入院措置し、医療を行うための費用を負担することにより、自傷・他害の恐れのある精神障害者の保護・医療の提供を滞りなく行うことを目的とする。 ・琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が、本土復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合に、医療費負担の特別措置を講じることにより、沖縄県の本土復帰に伴い、制度の円滑な実施を図ることを目的とする。 									
事業概要(5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により措置入院及び緊急措置入院させた精神障害者の入院に要する費用について、都道府県又は指定都市が負担した費用から、精神障害者又は扶養義務者の費用負担能力に応じて徴収する一部負担金の額を控除した額について、3/4を国庫負担する制度。(昭和25年度開始) ・沖縄の本土復帰の際、琉球政府当時の精神衛生法第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担によって精神障害者の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合の医療費につき、沖縄県が支弁した費用の8/10を補助する制度。(昭和47年度開始) 									
実施方法	補助、負担									
予算額・執行額(単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求			
	予算の状況	当初予算	5,262	5,485	5,641	5,788	5,930			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
	計		5,262	5,485	5,641	5,788	5,930			
	執行額		5,226	5,485	5,641	-				
執行率(%)		99%	100%	100%	-					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		99%	100%	100%	-					
平成29・30年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	精神障害者措置入院費負担金		5,322	5,459	医療費単価の増					
	精神障害者医療保護入院費補助金		358	362						
	精神障害者措置入院移送費負担金		107	109						
	その他		1	0						
	計		5,788	5,930						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標年度	目標最終年度
					成果実績	-	-	-	-	-
					目標値	-	-	-	-	-
					達成度	%	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)										
定量的な成果目標の設定	定量的な目標が設定できない理由				定性的な成果目標と26~28年度の達成状況・実績					
	<p>本事業は法令に基づき、措置入院及び緊急措置入院させた精神障害者の入院に要する費用について、都道府県又は指定都市が負担した費用に対し国が負担する経費であり、定量的な成果目標を示すことは困難である。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・自傷・他害の恐れのある精神障害者を入院措置し、医療を行うための費用を負担することにより、自傷・他害の恐れのある精神障害者の保護・医療の提供を滞りなく行う。(レセプト件数:27,606(H26)、29,137(H27)、集計中(H28)) ・琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が、本土復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合に、医療費負担の特別措置を講じることにより、沖縄県の本土復帰に伴い、制度の円滑な実施を図る。(入院患者数:6,324(H26)、5,940(H27)、集計中(H28)) 					

が困難な場合	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度		
		予算執行率の向上	執行率	実績	%	99	100	100	-	-		
				目標値	%	100	100	100	-	100		
				達成度	%	99	100	100	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込				
レセプト件数(措置入院費)	活動実績	件	27,606	29,137	集計中	-	-					
	当初見込み	件	27,708	27,864	28,308	28,452						
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込				
入院患者数(医療保護入院(沖縄県))	活動実績	人	6,324	5,940	集計中	-	-					
	当初見込み	人	6,732	6,228	5,484	5,160						
単位当たりコスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込					
	(措置入院) 単位当たりコスト = X / Y X:「各年度における執行額」 Y:「各年度における総レセプト件数」	単位当たりコスト	円/1レセプト	167,534	168,829	精査中	-					
		計算式	X / Y	4,625百万円/27,606件	4,919百万円/29,137件	精査中	精査中					
単位当たりコスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込					
	(医療保護入院) 単位当たりコスト = X / Y X:「各年度における執行額」 Y:「各年度における入院患者数」	単位当たりコスト	円/人	76,614	76,993	精査中	-					
		計算式	X / Y	485百万円/6,324人	457百万円/5,940人	精査中	精査中					
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること										
		施策	VIII-1-1 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること									
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度			
		-	実績値	-	-	-	-	-	-			
			目標値	-	-	-	-	-	-			
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	精神障害者に対する適切な保健福祉サービスが提供される支援体制の整備として、自傷・他害の恐れのある精神障害者を入院措置し、医療を行うための費用を負担することにより、自傷・他害の恐れのある精神障害者の保護・医療の提供を滞りなく行う効果があると見込んでいる。 また、琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が、本土復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合に、医療費負担の特別措置を講じることにより、沖縄県の本土復帰に伴い、制度の円滑な実施を図る効果があると見込んでいる。											
	改革項目	分野:	-									
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
			-	成果実績	-	-	-	-	-	-		
目標値				-	-	-	-	-	-			
達成度		%		-	-	-	-	-				
(第一階層) KPI		KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-			
	目標値		-	-	-	-	-	-				
達成度	%		-	-	-	-	-					
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係												
-												

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明				
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、自傷・他害の恐れのある精神障害者に対し、適切な医療を提供する上で必要な事業等であり、国が一定の割合で負担を行う必要がある。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、地方自治体が措置入院に要した費用に対して国が一定の割合で負担を行うものである。 ・沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等に基づいて沖縄県が負担した医療費に対して、国が一定の割合で負担を行うものである。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、自傷・他害の恐れのある精神障害者に対し、適切な医療を提供する上で必要な事業であり、優先度の高い事業である。				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-					
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無					
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	精神疾患を抱える者に対し必要な医療の自己負担分の一部を給付するものであり、妥当であると考えられる。				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	過去の実績をもとに真に必要な経費を計上している。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	措置入院等を行うために必要な経費に限定している。				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-				
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-					
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-					
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	措置入院等に要する費用を適切に負担しており、成果目標に見合ったものとなっている。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	精神障害者に対し医療の提供を滞りなく行うものであり、ほぼ見込み通りの活動実績となっていることから、実効性の高い手段である。				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	集計中				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管府省名</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	所管府省名	事業番号	事業名	-	-	-
所管府省名	事業番号	事業名					
-	-	-					
点検・改善結果	点検結果	各事業の実施に当たっては、レセプト件数や単価等の実績を勘案し、必要な予算額を確保してきたところであり、平成28年度においては、ほぼ予算額と同額の執行となった。					
	改善の方向性	引き続き、必要な予算を確保しつつ適切な事業の実施に努めることとする。					
外部有識者の所見							
点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
通現り状	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現り状通	-						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	511	平成23年度	464	平成24年度	407		
平成25年度	766	平成26年度	764	平成27年度	779		
平成28年度	746						

